

世界遺産のために猫を殺すのか——奄美大島「猫3000匹殺処分計画」の波紋 #1

笹井 恵里子

2019/06/30

genre: ニュース, 社会

26

環境省が奄美大島で進める「3000匹の猫殺処分計画」が大きな波紋を呼んでいる。

6月12日には参議院議員会館で計画の見直しを求める集会が開かれ、私も参加した。インターネットでの議論も噴出している。私が「週刊文春」4月18日号で発表した特集記事「奄美大島『世界遺産』ほしさに猫3000匹殺処分計画」は反響を呼び、朝日新聞社の言論サイト「論座」では「ノネコ管理計画へのイチャモン」と批判された。

今回、その後の動きや、現地で活動してきた関係者の思いをここに記すことで、本当に多数の猫を処分する計画が妥当なのか、今一度奄美大島で認められている「殺処分の是非」を考えてほしい。（全3回の第1回）



殺処分前提の計画だった

環境省は2018年7月、奄美大島で野生化した猫（＝ノネコ）を捕獲する「奄美大島における生態系保全のためのノネコ管理計画（以下、ノネコ管理計画）」（2018年度～2027年度）をスタートさせた。奄美大島の山林に生け捕り用のわなを設置し、捕獲したノネコを収容センターで飼育する。飼育期間は、捕獲から1週間が目安で、その間に飼い主を募る。

〈譲渡できなかった個体は、できる限り苦痛を与えない方法を用いて安楽死させることとする〉（ノネコ管理計画）

捕獲目標は年間300匹で、それを10年間続けるという。

計画の策定理由を私が問い合わせると、環境省は「近年、ノネコが国内希少種であるケナガネズミ、アマミノクロウサギ（以下、クロウサギ）などを捕食していることが自動撮影カメラや糞分析により確認され、生態系への被害が明らかに認められました」と文書で回答した。

保全生物学を専門とし、野生動物と人との軋轢について研究する川口短期大学の小島望教授は、「殺処分を容易にするような仕組み」と批難する。奄美市環境対策課内にあり、現地でノネコ管理計画に取り組む「奄美大島ねこ対策協議会」に小島教授が聞き取り調査をすると、「本計画は殺処分が前提だ」とはっきり言わされたという。

「計画書にあるように“譲渡に努め”るなら、もっと飼育期間を長く、そして捕獲情報の告知に力を注ぐべきでしょう。現状は多くの猫を『ノネコ扱い』にして、速やかに効率的に猫を殺処分したいという意図が働いているといわざるを得ません。そもそも私はノネコという定義を満たす、すなわち集落に全く依存せず野生の状態で生きている猫はほとんどないと考えています」（小島教授）

“ノネコ扱い”とはどういうことか。



奄美市役所



野良猫とノネコの線引きとは？

国内ではペットとして飼われている猫を「飼い猫」、集落で人から餌をもらっている猫を「野良猫」、人手を離れて自然の中で自立している猫を「ノネコ」と定義している。動物愛護法では猫を「愛護動物」とみなし、みだりに殺したりすれば2年以下の懲役か罰金が科される。一方で、ノネコは鳥獣保護法の「有害鳥獣駆除」という形で自治体が捕獲することが可能になる。行政が野良猫を殺処分すれば「殺処分数」としてカウントされるが、ノネコとして捕獲し、殺処分する形なら殺処分数にカウントされない。

「つまり、ノネコの定義に当てはまらない猫にまで枠を広げて、ノネコ扱いにして処分すれば、環境省が掲げるペット由来の猫を極力殺処分しない方針とも調整がとれるということです」（同前）

実際、野良猫とノネコに明確な線引きはない。

本計画に関わったA氏も「目の前にいる猫が飼い猫か野良猫かノネコかというのは実証不可能」という。



奄美大島で捕獲されたノネコ



森林部にいる猫はとりあえず捕獲

「本当に識別するのなら猫の毛をとってDNA鑑定をしたり、胃に入由来の食べ物が入っているかどうかをチェックしなければならない。この概念にぶらさがっている限り、実行的な政策はできません。

ですからクロウサギが猫に食べられないように、森林部にいる猫は野良猫であろうが、ノネコであろうがとりあえず捕獲する。捕獲された猫のうち所有者がいる、つまり飼い猫なら返還をする。所有者がない猫は譲渡の機会を与える。譲渡の機会を得られなかった個体は残念だけど殺処分をする。そして猫の繁殖スピードより、捕獲スピードをあげていかなければ生態系は維持できないでしょう。ですから“これしかない”というか妥当な計画だと思いますね」

たしかに猫の繁殖スピードはすさまじく、気候によっては1年間に3回の出産、それも1回に5、6匹の子猫を生む。A氏の理論は筋が通っているようにも感じられる。

だが「有害鳥獣駆除」を適用して猫を殺処分するにあたり、現状、本当に生態系が維持できていないかを勘案しなければならない。

2016年度奄美希少野生生物保護増殖検討会でB委員が次のような発言をしている。

〈ひとつ重要なことはアマミノクロウサギにしてもケナガネズミにしても（中略）回復しているのです。世界中が見ても私が見ても奄美大島は素晴らしい成果が出ていると思います。そういう成果があがっているところで、むやみに猫の問題を過大に問題視する必要はない。（中略）特に世界自然遺産の登録の時に過大に問題を表沙汰にするというのは、あまりよいことではない。誰も得しない〉（2017年2月18日の議事録）

ノネコ管理計画がスタートするおよそ1年前のことだが、この言葉は生態系保全できないほど猫は希少種を食べていないという根拠になるのではないだろうか。

世界自然遺産を勝ち取るためにノネコを排除

また、このあいまいな定義による捕獲・殺処分計画を許容していくと、今後は希少種を守るためならば、どんな動物でも「有害鳥獣駆除」を適用し、捕獲して殺処分することが可能になるだろう。A氏も、猫以外への“応用”を匂わせる発言をしている。

「第一弾が猫で、次はウサギとか鳥も視野に入れないと。来年（2020年）に（奄美大島が）世界自然遺産に登録されると私は考えていますが、そうなると数年後にIUCN（国際自然保護連合）の監査が入りましかね。そのときに猫をどれぐらいコントロールできているか、それ以外の外来種のリスクは発生していないのかが重要です」

そしてA氏・B氏のこれらの発言からもわかるように、「ノネコ管理計画」の遂行は、「世界自然遺産」が深く関与する。



昨年5月、世界自然遺産への登録を目指してきた奄美大島を含む鹿児島県・沖縄県についてIUCNは「登録延期」を勧告した。世界ではノネコのような外来種を排除する考え方が主流で、奄美大島が今後、世界自然遺産への登録を勝ち取るには、「外来種への対策」をさらに推進することも課題の一つとみられている。

環境省担当者の見解は？

奄美大島で「奄美大島ねこ対策協議会」とともに、ノネコの捕獲などを行う環境省奄美野生生物保護センターに話を聞いた。

——殺処分まで視野にいれた上での計画遂行、その上に成り立つともいえる世界自然遺産についてどう思うか？

「環境省としては、そこまでしてでも守らなければいけない自然が奄美大島にはあると考えている」

——（猫によって自然が）守られていないという根拠はない。

「猫がクロウサギをはじめとした希少種を食べているのは事実」

——たしかに生きるために、猫もクロウサギなどを食べることがあるかもしれない。しかし生態系を維持できないほど食べているという根拠はあるのか。

「世界遺産の価値は顕著で普遍的な価値といわれている。その一つにクロウサギをはじめとするこの地域にしか住んでいない生き物というのがある。その数が増えていようが減っていようが、個体が食べられている。それ自体が世界自然遺産登録にマイナスになると我々は考えています。ウサギが増えている。だから対策をしなくて良いとは考えていない」

生態系を守るために在来種（クロウサギ）が棲んでいる森林内から外来種（猫）を排除する。「どれくらいの割合まで減らす」という目標設定はなく、ゴールは「100%の猫排除」なのである。もちろんこの「ノネコ管理計画」

——ノネコの生息状況調査や個体数推定および捕獲等にかかる人件費、センサーダブル・箱ワナなどの消耗品費などには、私たちの税金が使われているのだ。



「奄美ノネコセンター」に続く入り口

